

地域産業保健センター、産業保健推進センター並びに
メンタルヘルス対策支援センター事業の一括運営について

道永 麻里（日本医師会常任理事）

日本医師会では、会内の産業保健委員会において、地域産業保健センター、産業保健推進センター並びにメンタルヘルス対策支援センター事業について、都道府県医師会を対象として平成24年9月に実施したアンケート調査の結果など、事業実施の現場の実態をふまえて議論を行い以下の提言をとりまとめた。

地域産業保健センター事業には、単年度事業のため事業運営が不安定であり、年度が変わる時期には事業が中断され利用者の理解が得にくい。また経理事務や連絡調整のための作業が煩雑であり、産業保健活動を実践するという本来の目的に力を注ぐことが出来ていない。そこで現在の単年度ごとの事業実施方式を見直し、小規模事業場はもとより独自に産業保健活動を実施することが困難な事業場を対象に産業保健活動を支援する事業として、安定的かつ継続的に実施できる方式にすべきである。

また、産業保健推進センターは、集約化に伴う体制の縮小により事務機能が低下したほか、地元関係機関との連携に支障を来し、実質的な機能が大きく低下している。都道府県単位のセンターを復活し、十分な職員が配置された組織として再構築すべきである。

メンタルヘルス対策支援センターについても、単年度毎の事業実施を改め、利用者にとって利用しやすい体制とすべきである。

そして、現在、3事業が抱えるこれらの課題を解決し、事業の効率化を図りつつ、これらの事業が本来めざしている機能をワンストップサービスとして、安定的かつ継続的に発揮できるようにするためには、3事業を一元化して運営すべきである。また産業保健の支援については国が主体的に関与すべきであること、これまで全国で産業保健を推進してきた実績などから、一元化に当たっては、独立行政法人労働者健康福祉機構を設置主体とし、都道府県医師会及び郡市区医師会が主体的に関与して事業を運営すべきである。